参考様式第５－１号

農振第0307002号
令和6年3月7日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

豊後大野市長　川野　文敏

市町村名 （市町村コード）	豊後大野市 （44212）
地域名 （地域内農業集落名）	大野町　光昌寺地区（行政区　十時区） （　大野町　光昌寺　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月1日 （第1回）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・光昌寺地区は、農業者の平均年齢65歳である。地元農業者について自作は約4～5件であり、耕作を頼んでいる人が多い。
・地域の活性化を進めるために、新規就農者の確保・育成が課題となっている。
・新規就農者の受け入れに際し、土地に関する情報提供等を行うが住居等が課題である。
・地元の団地管理組合が農地の維持管理をおこなっているが組合員が地元にいなかったり高齢化等により後継者不足が課題である。

【地域の基礎的データ】
農業者：（認定農業者） 7経営体、法人2経営体、（認定新規就農者） 1経営体　等、
主な作物：大麦若葉、桑の葉、イチョウの葉。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・担い手を中心として集積・集約化をする。担い手に賃貸借契約により農地を貸し出している所有者も、水路や農道の管理に協力し地域全体で農地を守っていく。
・新規就農者を受け入れやすい体制を整備する。そのため農業指導者の育成、空き家登録の推進による移住者の来やすい環境整備を検討する。
・荒廃農地にしないために草刈りや耕作による農地の維持を行い、利用希望者がいれば農地の貸し出しを行う
・地元の団地管理組合の後継者についても地元で協議していく。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	56　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針※
地域の農地について、農地中間管理機構に貸し付けをすすめ、集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
基盤整備は取り組み済み。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募集し、農地等の情報を提供する取り組みを展開する。 ・農業指導者の育成、空き家登録の推進による移住者の来やすい環境整備、農業体験ができるような体制も考えていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ・鳥獣被害対策に関して、水田は金網柵をしているが、畑は意見がまとまらず実施していない。今後検討していく。また作物により多忙期が違い、猟期が終わるとシカやイノシシが帰って来るという課題があるため、通年の対策を検討していく。